

ご寄附お願いできますか



想いをかたちに
知恵をちからに

ささえたすける

ご支援 をお待ちしております

NPO 
明日に架ける橋 法人

認定特定非営利活動法人

認定年月日 平成 28 年 11 月 2 日

認定通知書の番号 28 参画第 55435 号

すべての人に役割があり、互いに支えあえる地域社会をつくりたい

障害者就労支援事業さあかすチャレンジド・生活協同組合福祉生協かがわ <http://tatara-net.com>

ご寄附は、当法人の行う特定非営利活動に係る（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業・福祉活用をめざした事業開発及び普及）事業に関連する寄附金として使用させていただきます

当法人へのご寄付は、認定法人への寄附として税制上の優遇措置を受けることができます。

詳しくは内閣府ホームページ参照 <https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

※この認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援することを目的としています。

お振込の場合は、寄付金受領証明書を事務所よりお送りいたします

郵便振替口座

口座番号:01690-2-75468

口座名義:NPO 法人明日に架ける橋

香川銀行勅使支店

口座番号:1319071

口座名義:特定非営利活動法人明日に架ける橋

税制上の優遇措置について<寄附者に対する税制上の優遇措置>

1.個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、確定申告の際、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定NPO法人にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

2.法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて 特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

あなたもさめきの応援隊

『材料』はさめき産

元木・やる木・勇木・根木が最適です

『工法』に釘(金物)は
使いません

「人の和」を組み合わせて、学び合い・助け合いの「聲」で結び合います

『橋づくりの極意』

身体は痛みを感しなくなれば、生命が危険です。これは社会も同じ「痛みを感じる心」を教えることが、私たちの橋づくりの極意です

